

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正について

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年7月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準において、申請期日を改めるため、本案を提出します。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正について

第3条第1項中「1か月前」を「2か月前」に改める。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の<u>1</u>か月前までに 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の<u>2</u>か月前までに 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第4条以下 略</p>

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の教育、芸術文化、スポーツ等の振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

(申請)

第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書等の提出及び後援名義の使用の許可の承認に当たっての所管は、次のとおりとする。

- (1) 他の課に属さない事業 総務課
- (2) 小学校又は中学校に関する事業及び児童又は生徒が対象となる事業 学校教育課
- (3) 社会教育又は国際交流に関する事業 生涯学習課
- (4) 社会体育又はスポーツに関する事業 スポーツ課
- (5) 前各号に掲げる事業以外の事業 当該申請の趣旨に照らし、主管と認められる課等

(6) 2以上の課等に関する事業 その関係する課等の合議により決定した課等

(審議)

第4条 教育委員会は、後援名義の使用の許可又は不許可について、教育委員会の会議において、審議するものとする。

(許可書の交付)

第5条 前条の会議において、使用の許可が決定された事業については、後援名義使用許可通知書（様式2）により、不許可のときは、後援名義使用不許可通知書（様式3）により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

(変更)

第6条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その許可を受けなければならない。

(報告)

第7条 後援決定者は、後援された事業が終了した場合は、速やかに教育委員会に事業実施報告書（様式4）を提出しなければならない。

付 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

第51号議案

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年7月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択するため、本案を提出します。

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書採択（案）

種目名	発行者名
特別の教科 道徳	光村図書出版

第52号議案

平成30年度使用小・中学校用教科用図書採択について

平成30年度使用小・中学校用教科用図書採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年7月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書採択するため、本案を提出します。

平成30年度に使用する小学校用教科用図書採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	教育出版
書写	教育出版	図画工作	日本文教出版
社会	東京書籍	家庭	東京書籍
地図	帝国書院	保健	大日本図書
算数	啓林館	生活	東京書籍
理科	大日本図書		

平成30年度に使用する中学校用教科用図書採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	一般 教育出版
書写	教育出版		器楽合奏 教育出版
社会	地理	東京書籍	美術 日本文教出版
	歴史	東京書籍	保健体育 大日本図書
	公民	東京書籍	技術・家庭
地図	帝国書院	技術分野 東京書籍	
数学	啓林館	英語	東京書籍
理科	大日本図書		

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年7月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
30	一宮市小中学校長会 会長 いちやなぎ たかみつ 一柳 隆光	親と子のつどい	親子演劇鑑賞 「天狗山のトロップ」 (劇団 芸園座) ・参加対象 一宮市内小学校の児童と保護者 約1400名	12月23日 (土・祝) 午後1時30分～ 午後3時	一宮市民会館	無料	(5)ア (6)
31	株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 せこ あつし 瀬古 篤司	(仮) 模擬紙幣で お買い物～親子で 学ぶお金の使い方～	・金融テラーを地元の信用金庫と共に地域で取り組む教育企画 ・計画を立てて買い物ができるようおこづかい帳をつけながら、お金に関する知識を実践で学ぶ 小学生(親子) 500組 約1,000人	11月18日(土)～ 11月19日(日)	イオンモール 木曽川	200円	(5)イ (6)
32	一宮商工会議所 青年部 会長 むらて まこと 村手 誠	第2回職業体験フェスタ～一宮だいたいフェスタ大集合～	・小学生が体験することのできる多種多様なブースを出展し、地元企業体験において楽しく地域を知る事で、地域に愛着と関心を持ち続けることを目的 市内小学生約300人	10月14日(土) 12:00～15:00	一宮市本町商店街アーケード内	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
24	一宮市消防本部 消防長 にしお よしたか 西尾 欣孝	第39回一宮市 消防音楽隊定期 演奏会	消防音楽隊による音楽 演奏会	11月12日(日)	一宮市民会 館	無料	(1) (6)
25	一宮南モラロジー 事務所 代表世話人 もり まこと 森 真	モラロジー ミニ セミナー	公益財団法人モラロジ ー研究所の社会教育 講師による「子育てに 大切な3つの教え」を テーマにした講義形 式のセミナー	9月10日(日)	一宮市民会 館	有料 500円	(6)
26	社会福祉法人檉の木 福祉会 理事長 きたがわ のぼる 北川 登 かしの木の会 会長 こづか みねこ 小塚 峰子	第17回かしの木 フェスティバル	各種団体等のステー ジや模擬店、フリーマ ーケット等	11月5日(日)	富田山ひろ ば (尾西グリー ンプラザ北)	無料	(4) (6)
27	子育て支援団体 irie fam 代表 すずき なみ 鈴木 奈美	第3回ちよつと小さ なママの文化祭 @in 一宮×たいた いフェスタ	出展ブース・体験講座 などを通して、ママた ちの交流の場とするイ ベント	10月28日(土)	iビル	無料	(6)
28	愛知県立起工業 高等学校 学校長 きはし つねとし 佐橋 庸寿	平成29年度 第50回デザイン 展	デザイン科の生徒が 学習の成果を披露す る展覧会	平成30年 1月12日(金) ～ 1月16日(火)	一宮市三岸 節子記念美 術館	無料	(2) (6)
29	青年劇場 特別公演 「オールライト」実行委 員会 実行委員長 いとう ちづか 伊藤 智津佳	青年劇場 特別公演 「オールライト」	子どもたちに人とのか かわり、地域のつなが りを考えてもらう「秋田 雨雀・土方与志記念青 年劇場」の舞台公演	12月21日(木)	名古屋文理 大学文化フォ ーラム	有料 一般 2,800円 大学生 2,000円 高校生以下 1,500円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
30	September 1 project team 代表 <small>くれぼやし ひろあき</small> 樽林 寛暁	September 1 project ～9月1日に君を 死なせない～	命の尊さを考える自殺 予防啓発の映画会	8月17日(木)	iビル	有料 995円 (未成年 は無料)	(7)
31	一般財団法人 言語 交流研究所 ヒッポファミリークラブ 代表理事 <small>すずき けんし</small> 鈴木 堅史	「7カ国語で話そ う。」講演会	誰でもいろいろな言 語が習得でき、どの国 の人とも交流できるこ とを最新の研究と実践 を踏まえて解りやすく 伝え、世界や言葉に 対する理解を深める講 演会	①11月6日 (月) ②11月9日 (木) ③11月12日 (日)AM ④11月12日 (日)PM	①③名古屋 文理大学文 化フォーラム ②④iビル	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
23	愛知県バドミントン協会 会長 <small>すえおかひろあき</small> 末岡熙章 主催 公益財団法人日本バドミントン協会 全日本学生バドミントン連盟	秩父宮・秩父宮妃杯 争奪第68回全日本 学生バドミントン選 手権大会	大学生によるバドミントン競技6種目(男・女団体戦、男・女単、男・女複)のトーナメント戦	10月20日(金)～ 26日(木)	一宮市総合 体育館	団体戦 1チーム 20,000円 個人戦 単1人 3,000円 複1組 6,000円	(4) (6)
24	一宮市スポーツ少年団 本部長 <small>かとうかずよ</small> 加藤一代	第9回一宮市スポーツ少年団軟式野球交流大会	平成29年度一宮市スポーツ少年団登録単位団による軟式野球大会。	9月30日(土)～ 毎週土曜日および 祝日	大野極楽寺 公園野球場 ほか	1チーム 1,000円	(3) (6)
25	尾西商工会 会長 <small>おがさわらかつひろ</small> 小笠原勝博	第16回尾西もみじウォーキング大会	コースに一宮市尾西歴史民俗資料館(第17回もみじまつり会場)を始め、史跡・旧跡等市の施設を巡る。	11月18日 (土)	一宮市 尾西プール 発着尾西歴史民俗資料館周辺	一般 200円 中学生以下 100円	(3) (6)
26	愛知県一宮総合運動場 場長 <small>あおやまのりひこ</small> 青山徳彦 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	家族の体験活動推進事業「家族でテニスをしよう」	小学生とその家族を対象にテニスを通して親子のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める	8月26日(土)	いちい信金 スポーツセンター	無料	(4) (6)